2025

衣料品・衣料雑貨輸入の手引き

mipro
一般財団法人 対日貿易投資交流促進協会(ミプロ)

衣料品・衣料雑貨　輸入の手引き

衣料品・衣料雑貨は、初めて輸入販売を行なう方が扱いやすい分野ですが、販売時における表示については、家庭用品品質表示法・景品表示法などの違反につながりやすいので注意が必要です。

本書は、初めて衣料品・衣料雑貨の輸入を行う方に向けて、輸入手続き及び輸入時・販売時の規制についての概要を示し、道案内となることを望み作成したものです。

なお、内容については、法律の改正等により変更が生じる場合があります。詳細につきましては問合せ先への確認をお願いいたします。

2025年3月　一般財団法人　対日貿易投資交流促進協会

目　次

1　衣料品・衣料雑貨の輸入手続きに関する全体の流れをみると　3
2　衣料品・衣料雑貨に関する法律は？　4
3　通関手続きについて　5
　1.　一般貨物として船舶・航空機により輸入する場合　6
　2.　取引先から国際宅配便により輸入する場合　7
　3.　取引先から国際郵便により輸入する場合　8
　4.　仕入者が手荷物として輸入する場合　10
4　関税制度について　11
　関税率、関税分類、事前教示制度　11
　特恵関税適用の３つの条件、原産地証明手続の３類型　12
　関税割当制度、加工再輸入減税制度　13
5　輸入時に注意が必要な法律は？　14
　1.　外国為替及び外国貿易法による輸入管理　14
　2.　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律　15
　3.　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律　15
　4.　関税法に基づく輸入禁止品について　16
6　販売時に注意が必要な法律は？　18
　1.　有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律　18
　2.　家庭用品品質表示法に基づく表示　20
　3.　不当景品類及び不当表示防止法の不当表示　25
　4.　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律　28
　5.　産業標準化法に基づくサイズ表示　28
　6.　特定商取引に関する法律　29
　7.　リサイクル関連の法律　30

1 衣料品・衣料雑貨の輸入手続きに関する全体の流れをみると

貨物の到着

ニット製衣類、織物製衣類、毛皮製衣類、革製衣類
バッグ類、靴、服飾雑貨（ストール、ベルト、手袋、
帽子等）、等

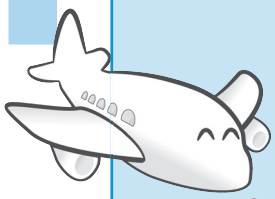

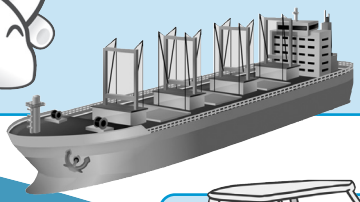

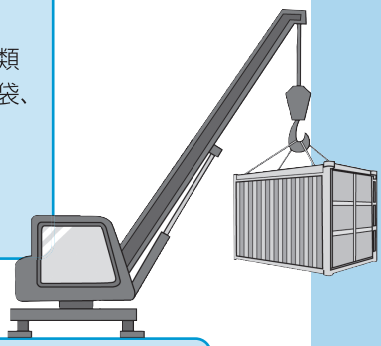

保税地域への搬入

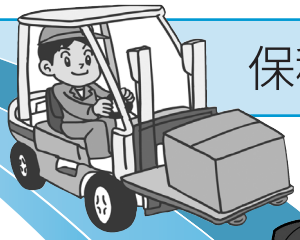

税関手続き

輸入申告※

↓

税関による審査・検査

↓

関税・消費税の納付

↓

輸入許可

貨物の引取り

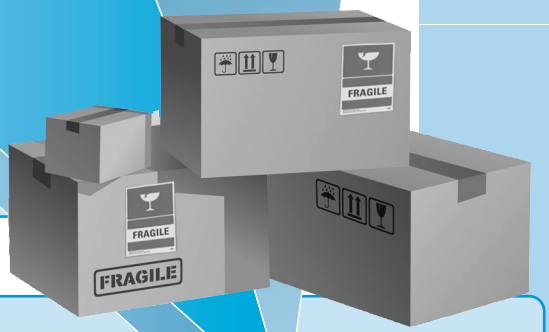

販　売

家庭用品品質表示法、有害物質を含有する
家庭用品の規制に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、
特定商取引法、資源有効利用促進法など

＊関税関係法令以外の法令（他の法令）により輸入に関して許可、承認等を必要とする場合には、これら「他の法令」に基づく許可、承認等を受け、輸入申告または税関による審査・検査の際にその旨を証明して確認を受けなければなりません。

例：外国為替及び外国貿易法（ワシントン条約）、鳥獣保護管理法の規制対象物品

2 衣料品・衣料雑貨に関する法律は？

衣料品・靴などの衣料雑貨の輸入に際して、特段の規制はありませんが、製品に動植物の派生物、鳥獣の毛皮や羽毛を使用している場合には、ワシントン条約や鳥獣保護管理法の規制対象品目に該当するかどうかの注意が必要です。また、知的財産権を侵害するものは輸入が禁止されています。

日本国内で販売するにあたり、不当表示の禁止、一部の品目には品質に関する表示の規制や有害物質の含有量等に対する基準への適合などの規制があります。インターネットなどの販売行為に関する規制、商品の容器包装に関するリサイクル関連の規制にも注意が必要です。

	法律名→参照ページ	規制対象	主な規制
輸入時	外国為替及び外国貿易法 輸入貿易管理令→ p.14	ワシントン条約附属書Ⅰ～Ⅲの対象品目	輸入承認、事前確認、通関時確認
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 → p.15	環境省が定めた鳥獣及びその加工品（毛皮製品等）	適法捕獲等証明書もしくはその写しを通関時に添付
	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）→ p.15	はっ水性能または、はつ油性能を与えるための処理をした生地、衣服、床敷物	第一種特定化学物質（PFOA もしくはその異性体またはその塩、PFHxS もしくはその異性体またはこれらの塩）を使用する製品の輸入禁止
	関税定率法→ p.13	関税割当対象品目（革靴）	関税割当
	関税法、関税定率法等 → p.11～14、16	すべての品目	通関手続き、関税の確定・納付、虚偽のまたは誤認を生じさせる原産地表示物品の輸入禁止、知的財産侵害物品の輸入禁止等
販売時	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 → p.18～19	同法の定める有害物質と、物質ごとに定められた家庭用品	基準に適合しない家庭用品の販売・陳列の禁止
	家庭用品品質表示法 → p.20～24	同法の定める繊維製品、雑貨工業品の各品質表示規程の対象品目	定められた事項を表示
	不当景品類及び不当表示防止法→ p.25～27	すべての品目	優良誤認表示、有利誤認表示、原産国の不当表示等の禁止
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律→ p.28	承認前の医薬品等の広告	承認前の医薬品等の広告の禁止
	特定商取引に関する法律 → p.29	通信販売（インターネット販売やオークションを含む）等の７つの取引類型によって販売する場合	広告に定められた事項を表示、誇大広告の禁止、等
	資源有効利用促進法 → p.30	紙製容器包装、プラスチック製容器包装	材質の識別マークを表示
	容器包装リサイクル法 → p.30	紙製容器包装、プラスチック製容器包装等を使用している場合	リサイクル料を負担

注）・輸入・販売について、事業者に義務を課している主な法律を掲載。
・このほか地方自治体の条例の適用を受ける場合や、業界の自主基準・自主表示が定められている場合がある。

3 通関手続きについて

貨物の輸入者は、外国から到着した貨物を陸揚げしたのち、保税地域（注１）に搬入した上で、保税地域を管轄する税関長に対して輸入（納税）申告を行います。輸入申告を受けた税関は、書類を審査し、必要に応じて貨物を検査し、関税等の納付を確認して輸入を許可します。この一連の手続きを通関といいます。通関手続きを経て初めて、貨物は国内での流通が認められます。

通関手続きは、輸入する方法――　①航空貨物便・海上貨物便、②国際宅配便、③国際郵便、④手荷物――によって異なります。いずれの場合も「他法令」（注２）の許可・承認等を必要とする品目は、通関の際にこれらの許可・承認等を受けた旨を税関に証明して確認を受けなければ、輸入が許可されません。

（注１）保税地域とは、外国から到着した貨物を関税・消費税等を納めないまま一時的に保管できる場所をいう。
（注２）他法令とは、関税法第70条でいう「他の法令」のことで、関税関係法令以外の法令で、輸出入に関して許可・承認等を定めたものを指す。外国為替及び外国貿易法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律は「他法令」に該当し、定められた書類を輸入申告書とともに税関に提示することにより、他法令の規定による条件を満たしているかどうかが審査される。

関税等の確定と納付

輸入される物品には、関税、消費税などの税金が課されます。関税が無税である場合も消費税等はかかるので注意が必要です。

一般貨物、課税価格が20万円を超える国際郵便物と課税価格の合計が30万円を超える手荷物を輸入する場合は、貨物の品名、数量など関税の納付に関する申告を「輸入（納税）申告書」に記載して税関長に提出し、税額を納付します（申告納税方式による関税の確定）。

輸入申告は、「貨物を輸入しようとする者」（原則として仕入書（Invoice）（注３）に記載されている荷受人）が行うことになっていますが、通関業者（注４）に代理申告を依頼することもできます。

一方、外国から入国する際の「携帯品・別送品申告」（10ページ参照）と課税価格が20万円以下の国際郵便物の場合（８ページ参照）は、税関が計算した税額を納付することになります（賦課課税方式による関税の確定）。

（注３）仕入書（Invoice）とは、品物の品名、数量、価格などを記載したもので、品物の輸出国で作成され、品物の荷送人が署名したものをいう。
（注４）通関業者とは、税関長の許可を受けて通関業を営む者。税関への輸入（納税）申告業務等を輸入者に代わって行う。国際フォワーダー業、倉庫業、港湾運送業などを兼ねていることが多い。

■税関手続きに関する問合せ先（主な税関相談官連絡先）

函館税関	TEL:0138-40-4261	hkd-gyomu-sodan@customs.go.jp
東京税関	TEL:03-3529-0700	tyo-gyomu-sodankan@customs.go.jp
成田税関支署	TEL:0476-34-2128	
東京外郵出張所	TEL:03-5665-3755	
横浜税関	TEL:045-212-6000	yok-sodan@customs.go.jp
名古屋税関	TEL:052-654-4100	nagoya-gyomu-sodankan@customs.go.jp
大阪税関	TEL:06-6576-3001	osaka-sodan@customs.go.jp
神戸税関	TEL:078-333-3100	kobe-sodan@customs.go.jp
門司税関	TEL:050-3530-8372	moji-sodankan@customs.go.jp
長崎税関	TEL:095-828-8619	nagasaki-sodan@customs.go.jp
沖縄地区税関	TEL:098-863-0099	oki-9a-sodan@customs.go.jp

■参考情報：税関ウェブサイト「税関相談官の問合せ先一覧」

https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/sonota/9301_jr.htm

3

1．一般貨物として船舶・航空機により輸入する場合

容積や重量が大きい貨物、国際宅配便や国際郵便では取り扱えない品目等については、一般貨物として船舶または航空機により輸入することになります。通関手続きは、輸入者自身で行うこともできますが、通関業者に代行を依頼することが一般的です。

申告書・添付書類	・輸入（納税）申告書（税関様式 C-5020）　※税関 HP から入手可能 ・仕入書（Invoice） ・船荷証券（B/L）の写し、または航空貨物運送状（Air Waybill）の原本 ・その他－必要に応じて、保険料明細書、運賃明細書、包装明細書、原産地証明書、他法令の関係書類など ※航空貨物の品目毎の課税価格が20万円以下である場合には、Air Waybill または仕入書に必要事項を書き加え、これを輸入申告書に代えて申告することができる。（輸入承認や減免税が適用される場合等を除く）
提出時期	原則として輸入しようとする貨物を保税地域に搬入後
提出先	貨物が保管されている保税地域を管轄する税関官署の通関担当
関税	・輸入申告に基づき、税額が確定（申告納税方式） ・課税価格の合計が20万円以下の場合、少額輸入貨物に対する簡易税率が適用される。（例：毛皮製衣類20%、紡織用繊維の織物製衣類10%）
手数料	無料（注５）　※通関業者に通関の代行を依頼した場合は、その手数料がかかる。
通関の主な手順	①貨物が日本に到着すると、船会社（航空会社）または代理店から到着通知（Arrival Notice）が届く。 ②通知のあった船会社・航空会社に行き、輸送関係書類（デリバリーオーダー等）を受け取る。 ③仕入書、運賃明細書など通関に必要な書類を揃えて、税関に輸入申告を行う。 ④輸入が許可されたら、輸入許可書とデリバリーオーダーを倉庫に提示して貨物を引き取る。

（注５）海上・航空貨物の国際輸送では運賃と保険料の他に、輸出地の通関までの費用、日本の港内での貨物取扱い費用、国内輸送料などさまざまな費用が加算されるので注意が必要である。詳細はミプロ資料「最適な輸送手段の選び方」参照。

原産地を偽った表示、誤認を生じさせる表示がされた輸入品は、輸入が許可されません

「原産地」とは、一般的には貨物が実際に生産・製造された国または地域を指します。原産地を偽った表示、または誤認を生じさせる表示が輸入貨物自体に直接的に表示されている場合や、輸入貨物の容器、包装等に間接的に表示されている場合、関税法第71条の規制対象となり、税関で輸入が許可されません。この場合は、偽った表示または誤認を生じさせる表示の抹消、訂正または積戻しのいずれかの処置を行うことで輸入が許可されます。

スムーズな通関のため、輸入前に原産地表示に注意しましょう。

■**参考情報**：税関ウェブサイト「原産地を偽った表示等」

https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/origin/index.htm

2．取引先から国際宅配便により輸入する場合

小口輸入でよく利用される輸送方法は、国際宅配便と国際郵便です。どちらも重量、取扱い品目、取扱い国・地域等の制限がありますので、比較検討するとよいでしょう。

国際宅配便を利用すると、輸出者から輸入者の店舗や自宅までドア・ツー・ドアで荷物が輸送されます。ただし、国際宅配便業者によって提供するサービスは異なり、容量（縦×横×高さの寸法）や重量の制限、取り扱わない品目（他法令の手続きが必要な品目など）、輸送を行っていない国や地域などがありますので、詳しくは取扱各社にご確認ください。

通関手続きは、輸出時に作成された航空貨物運送状（Air Waybill）、仕入書（Invoice）、包装明細書（Packing List）などをもとに、国際宅配便業者（通関業者）が代行します。

国際宅配便を利用して輸入

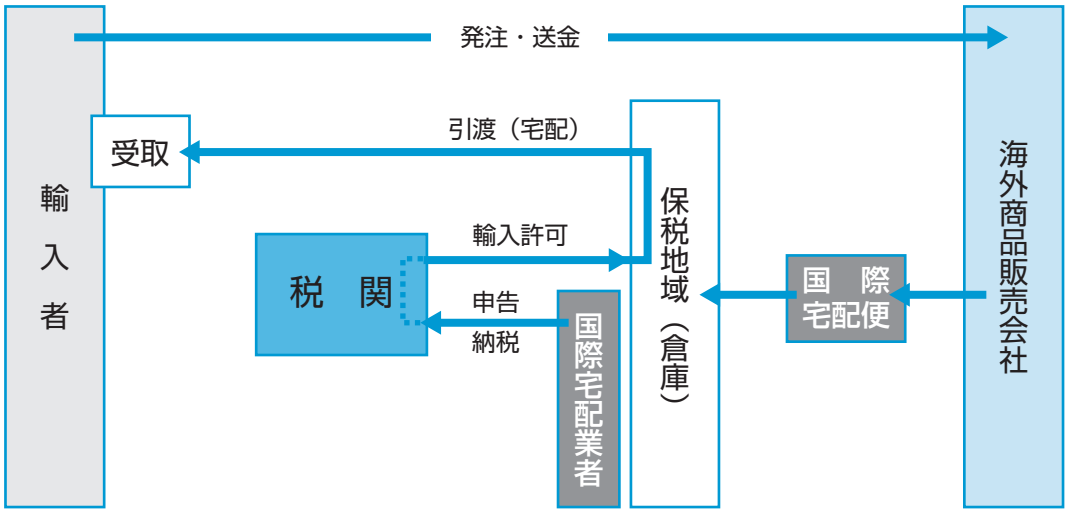

（出所）税関ウェブサイト「個人輸入通関手続＞国際宅配便を利用して輸入」

少額輸入貨物に対する簡易税率の適用　－　課税価格の総額が20万円以下の場合

通関の効率化を目的として、課税価格の合計額が20万円以下の輸入貨物（国際宅配便を含む）及び国際郵便物については、数千もの関税分類（11ページ参照）を７区分に大別して定めた「簡易税率」が適用されます。例えば、関税分類第62類「衣類及び衣類附属品（メリヤス編みまたはクロセ編みのものを除く）」は、10%の簡易税率が適用されます。

輸入者が、輸入貨物の全部について一般の関税率の適用を希望した場合には、一般の関税率が適用されます。

ただし、この簡易税率は、携帯品及び別送品、関税が無税または免税になるもの、わが国の産業への影響を考慮し簡易税率の適用が適当でないとされている物品（原皮・革製品、ニット製衣類、履物、身辺用模造細貨類（卑金属製以外）、革製の携帯用時計バンド等）には適用されません。

■**参考情報**：税関ウェブサイト「少額輸入貨物の簡易税率」
https://www.customs.go.jp/tsukan/kanizeiritsu.htm

3．取引先から国際郵便により輸入する場合

外国から送られてきた郵便物は、信書（手紙、封書）を除き、すべてのものが税関検査を経て受取人に配達されます。通関手続きは課税価格によって取り扱いが異なります。

課税価格が20万円を超える郵便物の場合－　申告納税方式

外国から到着した郵便物が保管されている日本郵便㈱国際交換局を管轄する税関（外郵出張所等）へ輸入申告を行い、輸入許可を得ることが必要です。日本郵便から、通関手続きの案内文書が送られてきたら、仕入書（Invoice）など輸入申告に必要な書類を揃えて、日本郵便または他の通関業者に通関手続きを依頼するか、輸入者自らが輸入申告を行ってください。

日本郵便に通関を依頼する場合の「輸入申告代行手数料」は以下になります。

品目数２つまで6,600円/件、品目数６つまで9,300円/件、品目数７つ以上12,000円/件

（注）・輸入申告代行手数料の消費税は免税
　　・品目数とは、通関業法基本通達18-1（通関業務の料金）に規定する欄数

なお、国際郵便の場合は「郵便物として送れないもの」が定められています。また、日本郵便では他法令に関する手続きは代行しません。

課税価格が20万円以下の郵便物の場合－　賦課課税方式

課税価格が20万円以下の郵便物の場合は、賦課課税方式により、税関長の処分（賦課決定）によって納付すべき税額が確定するので、輸入者が税関に出向いて申告する必要はありません。税関検査の結果、輸入者が税金を納付する必要がある場合には、郵便物とともに国際郵便物課税通知書及び納付書・領収証書が配達されますので、配達員に税金と日本郵便の通関料（200円/個）を支払い、郵便物を受け取ります。

税金が１万円を超える場合は、郵便局（配達局）から連絡があるか、または課税通知書だけが送られてくるので、その案内に従って税金と通関料を支払い、郵便物を受け取ります。（日本郵便に税金納付を委託する形になります）

■税関外郵出張所連絡先

東京税関	東京外郵出張所	TEL:03-5665-3755	（日本郵便㈱東京国際郵便局内）
横浜税関	川崎外郵出張所	TEL:044-270-5780	（日本郵便㈱川崎東郵便局内）
名古屋税関	中部外郵出張所	TEL:0569-38-1524	（日本郵便㈱中部国際郵便局内）
大阪税関	大阪外郵出張所	TEL:072-455-1850	（日本郵便㈱大阪国際郵便局内）
門司税関	福岡外郵出張所	TEL:092-663-6260	（日本郵便㈱新福岡郵便局内）
沖縄地区税関	那覇外郵出張所	TEL:098-854-8292	（日本郵便㈱那覇中央郵便局内）

税関告知書とインボイスは正確に記載するように、輸出者（差出人）に依頼しましょう

税関では、輸入郵便物の通関処理を行う際に、郵便物の外装に貼付された税関告知書と添付または同梱されたインボイスの記載内容を参考にします。記載内容が不十分な場合、輸入者に内容を照会するなど通関処理に時間がかかりますので、品名、個数、重量、価格は正確に記載する他、下記の点についても輸出者（差出人）に協力を依頼しましょう。

・インボイス等の価格資料は郵便物に添付または同梱し、外装や税関告知書のわかりやすい場所に「インボイス在中（添付または同梱）」「商用」と明記。
・２個以上の郵便物を同時に日本に輸出する場合は、郵便物の外装に通し番号を明記。

輸入郵便物の通関手続きの流れ

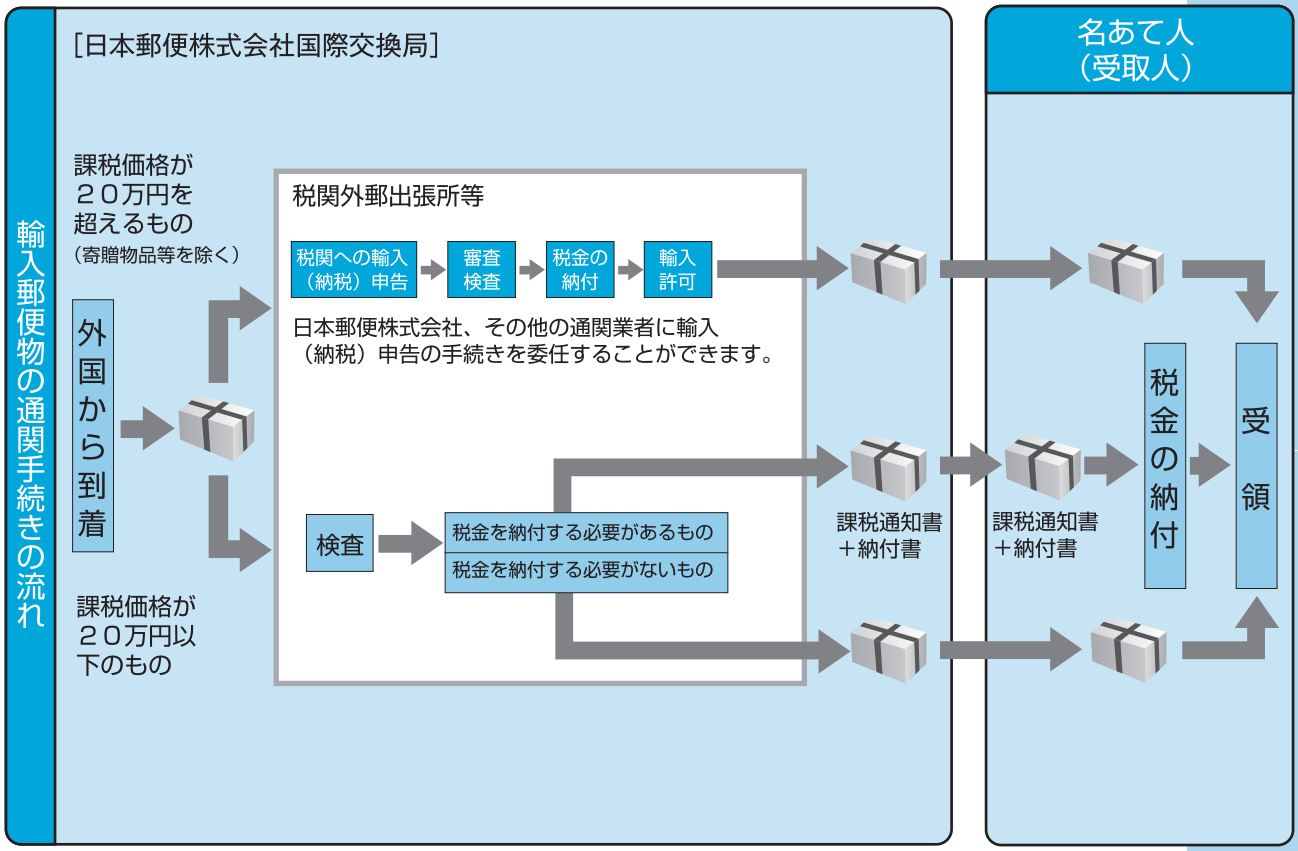

（参考）税関リーフレット

少額物品の免税

課税価格の合計が１万円以下の物品（注１）の輸入については、一部の品目（注２）を除いて、その関税及び消費税等が免税になります。少額物品の免税が適用され、他法令の規制を受けない郵便物は、郵便局から輸入者に配達され、関税、消費税、通関料はかかりません。

（注１）課税価格が１万円以下の物品とは…

・１申告に係る課税価格の合計額が１万円以下のもの。ただし１仕入書に係る貨物を分割して申告した場合は、その仕入書に記載されたすべての貨物の課税価格を合計したものとする。

・郵便物については、１つの包装に梱包された輸入貨物の課税価格の合計が１万円以下のもの。同一差出人から同一名宛人に同一時期に分散して郵送された場合は、分割されたすべての郵便物の課税価格を合計したものとする。

（注２）「関税を免税しない物品」とは…

革製のカバン、ハンドバッグ、手袋等、編物製衣類（Ｔシャツ、セーター等）、スキー靴、革靴及び本底が革製の履物類等

なお、個人使用を目的とする物品については、海外小売価格を卸取引段階での価格まで引き下げた価格（海外小売価格×0.6で算出）を課税価格としますが、商業貨物に対しては適用されません。

4．仕入者が手荷物として輸入する場合

旅行者の携帯品・別送品（身の回り品、個人的に使用するもの等）については、「旅具通関」という簡易な手続きが認められています。販売目的で買い付けた商品や商用サンプルのような商業貨物は、原則として一般貨物と同様の通関手続き（業務通関）が必要ですが、輸入貿易管理令の規定による輸入承認を要しないもので、課税価格の合計額が30万円程度以下のものであれば、旅具通関扱いにすることができます。

旅具通関扱いができない場合は、入国時の税関（旅具部門）で一般貨物の通関扱いとなる旨を伝え、保税業務を行う通関業者を呼んで貨物を保税地域に搬入します（保管料が必要）。搬入票を受け取った後、保税地域を管轄する税関に、「輸入（納税）申告書」（税関様式Ｃ-5020）、搬入票、インボイス等を提出します。

旅具通関扱いの場合

「携帯品・別送品申告書」のＡ面の１．で「⑤商業貨物・商品サンプル」にチェックし、Ｂ面の「その他の品名」欄で、輸入する商品名、数量、価格を記入し、貨物の価格を証明できる書類（仕入書、領収書）を添付し、入国時の税関（旅具部門）に提出します。

税関は携帯品・別送品申告書と現品を確認し、税額を確定しますので、輸入者は関税等を納付して商品を搬出することができます。

輸入許可書が必要な場合は、輸出・輸入託送品申告書で申告を行うと、２通を提出したうち１通が許可書として交付されます。

申告書・添付書類	・携帯品・別送品申告書（税関様式 C-5360） （輸入許可書が必要な場合は、輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書（税関様式 C-5340）） ・貨物の価格を証明できる書類（仕入書、領収書）など
提出時期	入国時の税関検査のとき
提出先	入国時の税関の旅具通関担当
関税	・税関が税額を確定（賦課課税方式） ・少額免税扱いとなるもの（課税価格の合計が１万円以下）以外は、すべて課税対象となる（個人用の免税枠20万円の適用はなし）。 ・原則として、「入国者の輸入貨物に対する簡易税率」が適用される。税率は「その他の物品（関税が無税のものを除く）」に該当する場合、関税と消費税等を合わせて15%となる。ただし、１個または１組の課税価格が10万円を超える場合や、輸入者が輸入貨物の全部について簡易税率の適用を希望しない場合は、一般の税率が適用される。 ■**参考情報**：税関ウェブサイト「カスタムスアンサー7106　携帯品の簡易税率等」 https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/keitaibetsuso/7106_jr.htm

商業貨物は「別送品」とはなりません

渡航先で購入した土産品などを持ち帰らずに別便で送る場合は、帰国時の税関検査の際に、「別送品」として携帯品・別送品申告書で輸入申告を行うことができます。ただし、渡航先で買い付けた商品等の商業貨物を帰国時に別便で送る場合は「別送品」の扱いとはならず、一般の貨物、国際宅配便、国際郵便としてそれぞれ扱われますのでご注意ください。

4 関税制度について

商品を輸入する場合、基本的に次のような税金がかかります。

・関税…課税価格（CIF 価格＋加算要素（注））×関税率

・消費税…（課税価格＋関税）×消費税率

（注）・課税価格とは、関税額を算出するときの標準となる価格（商品の価格に運送費および保険料等を加えた金額。）
・加算要素：輸入港までの運送関連費用、ライセンス料、無償提供の部材費など

関税率

関税率は関税定率法に基づき分類された品目ごとに定められています。品目分類と原産国に応じて基本税率、暫定税率（内外の経済状況に応じて基本税率を修正した税率）、特恵税率（開発途上国からの輸入品に適用される税率）、協定税率（WTO で定められた税率）、EPA 税率（経済連携協定の締約国の間で定められた税率）といった税率がありますが、基本的には当該輸入先国に適用される税率のうち最も低い税率が適用されます。ただし、特恵税率（一般特恵・EPA 特恵）を適用するには、原産地規則を満たす必要があります。

関税率は「実行関税率表」（税関ウェブサイト https://www.customs.go.jp/tariff）で一覧することができます。衣類の関税率は、編物（メリヤス編物、クロセ編物）と織物（紡織用繊維の織物類）に大別され、さらに加工や用途により細かく定められています。適用される関税率の判断が難しい場合は、税関の「事前教示制度」を利用して関税分類を照会することができます。

また、入国者の携帯品や、総額20万円以下の一般貨物（国際宅配便を含む）及び国際郵便に対しては、税額を計算しやすいように簡易税率が設けられています。

関税分類（HS 分類）

日本の関税率表は、通称「HS 条約」と呼ばれる国際条約に基づいた、あらゆる商品を体系的に分類するための品目表です。世界共通の 6 桁番号（HS 番号、HS コード）に、日本独自の 3 桁番号を加えた 9 桁の番号が設定されています。輸入商品を関税率表の該当箇所に当てはめる作業を関税分類、または HS 分類と呼びます。

品目分類の一例　（プラスチックを積層した人造繊維製編物から成るスノーボードウェア（男女兼用）上衣の場合）

類	項	号	関税細分・統計細分
61	6102	6102.3	6102.30-000
衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第61.04項のものを除く。）	人造繊維製のもの	同左

事前教示制度

事前教示制度は、輸入を予定している貨物の関税分類（税番）、関税率、原産地認定、関税評価などについて事前に税関に照会を行い、回答を受けることができる制度です。事前教示は、原則として文書による照会を受け、文書により回答することで行われます。

文書（事前教示に関する照会書）による照会には、事前教示回答書（3 年間有効）が交付され、回答書を輸入申告の際に添付すれば、その内容は税関の審査において尊重されます。照会は口頭（電話や税関窓口での照会）やＥメールで行うこともできますが、口頭による事前教示の内容は、輸入申告の審査の際に参考情報として扱われるだけで、尊重されるものではありません。

■**問合せ先**：各税関の税関相談官、関税鑑査官部門など

4

特恵関税（一般特恵税率・EPA 税率）適用の 3 つの条件

「特恵税率」は、特定の国・地域の産品に対して与えられる他の国よりも低い税率です。開発途上国及び地域が適用対象の「一般特恵（GSP：Generalized System of Preferences）税率」と、EPA 相手国が適用対象の「EPA 税率」があります。

（注）後発開発途上国（LDC）に対しては、ほぼ全ての品目に対して無税が適用され、特別特恵関税という。

特恵税率（一般特恵・EPA）を適用するためには、３つの条件を全て満たす必要があります。

① 輸入貨物に関し、特恵税率（EPA 税率、一般特恵関税、特別特恵関税）が設定されていること。

② 生産された貨物が、原産品であると認められること。（＝原産地基準を満たしていること）

③ 税関に対して、原産地基準及び積送基準の両方の基準を満たしていることを証明・申告すること。（＝原産地手続）

（注）どのような貨物が原産品と認められるのかの基準を規定した「原産地基準」、日本までの運送について満たさなければならない基準を規定した「積送基準」、特恵税率を適用するための手続を規定した「原産地手続」の 3 要素を合わせて「原産地規則」と呼びます。

原産地証明手続の 3 類型

特恵税率の適用を受ける場合は、輸入申告の際に当該貨物が原産品であることを税関に証明することが必要です。利用する特恵税率で採用されている手続き内容を事前に確認し、書類の準備をしましょう。ただし、課税価格の総額が20万円以下の場合、当該原産国であることが確実と認められるときは、簡易な手続き（仕入書、購入代金受領証等の提示等）により、特恵税率の適用が可能です。

第三者証明制度	輸出者が商工会議所等の公的発給機関に申請して取得した「原産地証明書」を、輸入者が輸入国税関に提出。	・一般特恵関税制度 ・以下の EPA 日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日 ASEAN、日フィリピン、日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー、日オーストラリア、日モンゴル、RCEP
自己申告制度	輸入者、輸出者または生産者自らが「原産品申告書」を作成し、輸入者が輸入国税関に提出。輸入申告時には原産品であることを明らかにする書類（明細書、契約書、価格表、製造工程表等）の提出が必要。	CPTPP、日 EU・EPA、日米貿易協定、日英 EPA、日オーストラリア EPA、RCEP
認定輸出者による自己証明制度	輸出国政府が認定した輸出者が作成した「原産地申告」を、輸入者が輸入国税関に提出。	日スイス EPA、日ペルー EPA、日メキシコ EPA、RCEP

（2024年 6 月現在）

■**問合せ先**：各税関の原産地調査官

■**参考情報**：税関ウェブサイト「原産地規則ポータル」　https://www.customs.go.jp/roo/index.htm

原産地認定については、文書による事前教示制度を活用しましょう

輸入を予定している貨物が、一般特恵税率またはEPA税率の適用が可能かどうかを事前に調べるには、文書により税関に照会し、文書で回答を受ける「事前教示制度」が便利です。

＜文書による事前教示のメリット＞

・文書での回答内容は、３年間、輸入通関審査に際し尊重される。

・原産地の扱い、特恵関税適用の可否等を事前に知ることができ、原価計算等に役立つ。

・輸入通関においては、原産地認定がスムーズに行われ、貨物の引取が早くなる。

関税割当制度　－革靴を輸入する場合－

革靴（革製および革を用いた履物）の輸入については、国内生産者の保護を図るため、一定の輸入数量の枠内に限り、低税率（一次税率）の関税を適用して需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分については、比較的高税率（二次税率）の関税を適用する「関税割当制度」が運用されています。

一次税率の適用を受けようとする輸入者は、経済産業省から公示される「関税割当公表」(注)に従い、申請書類を担当課へ提出して関税割当証明書の発給を受け、これを輸入申告に際し、税関に提出することが必要です。

（注）関税割当公表「皮革及び革靴の関税割当てについて」は、経済産業省より毎年３月に発表され、次年度分の割当枠の種類と数量、申請日と申請時間、申請者の要件、提出書類、注意点等が掲載される。

割当枠の申請は、関税割当に該当する物品による輸入実績の有無、法人・個人事業者の別を問わず可能ですが、皮革・皮革製品に関連する事業（製造・販売・輸入）を申請月の６ヶ月以前から行っている方（登記事項証明書等で確認）で、申請日前過去１年間に、自己の営業のために二通関以上自ら輸入した貨物の輸入申告価格（CIF 建て）の合計額が50万円以上または一通関100万円以上となる輸入を行ったことがあること（輸入契約書、インボイス等通関書類で確認）など、申請者の要件を満たすことが必要です。

（注）輸入する革靴が EPA 税率の適用要件を満たしている場合は、関税が軽減された EPA 税率を適用することができます。発効済 EPA と原産地規則を確認の上、関税割当制度の利用を検討するとよいでしょう。

＜2024年度＞	割当枠の総量	一次税率	二次税率
革靴(注)	12,019千足	24%、21.6%、17.3%	30%または4,300円／足の高い方 30%または2,400円／足の高い方

（注）ただし、スポーツ用のもの、体操用、競技用その他これらに類する用途のもの、スリッパは対象外

■問合せ先：経済産業省　貿易経済安全保障局　貿易管理部貿易審査課　関税割当担当　TEL：03-3501-1659
各地方経済産業局　担当部署

■参考情報：経済産業省ウェブサイト「貿易管理＞関税割当（皮革・革靴）」
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/kanwari.html

加工再輸入減税制度

日本から原材料を輸出して外国で加工した革製品や繊維製品を、その原材料の輸出許可日から原則１年以内に輸入する場合、関税暫定措置法第８条に基づき、その製品に係る関税のうち輸出原材料に相当する関税が軽減される「加工再輸入減税制度」があります。

例えば、日本製生地を中国に輸出して、中国でその生地を使って生産された衣類を輸入（生地の輸出許可日から１年以内）するケースが該当します。

減税の要件、減税対象となる輸出原材料と輸入製品、加工・組立ての範囲等が定められていますので、詳細は最寄りの税関で減免税を担当する統括審査官部門にご相談ください。

■参考情報：税関ウェブサイト　「カスタムスアンサー1605番　加工再輸入減税制度の概要について」
https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1605_jr.htm

5 輸入時に注意が必要な法律は？

一般的な衣料品・衣料雑貨の輸入に際しては、許可や届出の規制はありません。ただし、製品の中に動植物の派生物が使われている場合は、外国為替及び外国貿易法（ワシントン条約関係）、鳥獣保護管理法の規制対象かどうかに注意が必要です。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律により、第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品に該当するかに注意が必要です。

有名ブランド品等の偽物や模倣品の輸入は、知的財産権を侵害するものとして輸入禁止です。

原産地を偽った表示または誤認させる表示がされた輸入品は、関税法第71条により税関で輸入を許可しないことに注意が必要です（6ページ参照）。

1．外国為替及び外国貿易法（外為法）による輸入管理

－ワシントン条約の規制対象物品を輸入する場合－

衣料品・衣料雑貨のうち、希少な動植物を一部でも使用しているものは、ワシントン条約（CITES）の対象となるかどうかを確認する必要があります。（対象の例：ワニ、ヘビ、トカゲ、オーストリッチなどの革を使用したバッグ・財布・時計バンド・ベルトなど）

ワシントン条約は、野生動植物の保護のため、絶滅のおそれのある動植物の国際取引を規制しており、保護が必要と考えられる動植物を条約附属書Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに分類して、輸入規制の内容を定めています。附属書に掲載された動植物及びこれらを原材料に使用した加工品や派生物は、外為法に基づいて、輸入にあたり経済産業大臣の輸入承認、事前確認または税関長による通関時確認が必要となります。

なお、通関の際にワシントン条約の対象かどうかを税関に説明するため、原産地証明書やインボイス等の通関書類に、動植物の学術名称（ラテン語）、原産国、動植物の由来等を記載しておくとよいでしょう。

附属書Ⅰ掲載種の場合　⇒輸入承認

原則として商業目的の国際取引は禁止されていますが、学術研究目的のもの、商業目的で人工繁殖させたもの及び条約適用前に取得したものなどは、輸入承認を受ければ輸入することができます。輸入承認申請書に輸出国発行のCITES輸出許可書等の必要書類を添えて経済産業省に申請を行い、輸入承認証（I/L）を取得します。通関の際には、輸入承認証、CITES輸出許可書等を税関に提出して確認を受けます。

附属書Ⅱ、Ⅲ掲載種の場合　⇒事前確認または通関時確認

事前確認：附属書Ⅱ及びⅢ掲載種の国際取引を厳格に規制（輸出禁止等）している国を原産地・船積地とする場合は、確認申請書に輸出国発行のCITES輸出許可書等の必要書類を添えて経済産業省に申請を行い、事前確認書を取得します。通関の際には、事前確認書、CITES輸出許可書等を税関に提出して確認を受けます。

通関時確認：附属書Ⅱ及びⅢ掲載種で事前確認の対象以外の場合は、通関の際に輸出国発行のCITES輸出許可書等を税関に提出して確認を受けます。

■**問合せ先**：経済産業省　貿易経済安全保障局　貿易管理部　野生動植物貿易審査室　TEL：03-3501-1723（直通）

■**参考情報**：経済産業省ウェブサイト　「貿易管理＞ワシントン条約（CITES）」

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/index.html

2．鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）

鳥獣保護管理法により、環境省が定める鳥獣（ヤマドリ、オシドリ、タヌキ、テン、イタチ等）の毛皮や羽毛等を加工した製品を輸入する場合には、通関の際に、輸出国政府機関等が発行する適法捕獲証明書、または輸出許可証明書を税関に提出し、確認を受けることが必要です。

■**問合せ先**：環境省　自然環境局　野生生物課　鳥獣保護管理室　TEL：03-5521-8285（直通）
（輸入手続きについて）最寄りの環境省地方環境事務所の野生生物課

■**参考情報**：環境省ウェブサイト　自然環境局＞野生鳥獣の保護管理
https://www.env.go.jp/nature/choju/index.html

3．化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）

－防炎、はっ水、はつ油性能の加工をしている生地、衣服、カーテン、床敷物の場合－

繊維製品は、染色や防炎・はっ水・防汚等の加工を目的に化学物質が使用されることがあります。人の健康を損なうおそれや生態系への影響がある化学物質については、化審法により化学物質の性状等に応じて製造、輸入、使用等が規制されています。

製品の輸入については、同法第24条第１項により、第一種特定化学物質を使用した、政令で定める製品の輸入が禁止されており、化審法施行令第７条で第一種特定化学物質ごとに定められています。これに掲載された製品を輸入する場合は、第一種特定化学物質が使用されていないことを確認して輸入することが必要です。

第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品（繊維製品）

第一種特定化学物質	製品	関税定率法別表の区分
ヘキサブロモシクロドデカン	防炎性能を与えるための処理をした生地	54.07、55.12から55.15及び56.03のうち防炎生地
	防炎性能を与えるための処理をしたカ ーテン	6303.12及び6303.92のうち防炎カーテン
デカブロモジフェニルエーテル	防炎性能を与えるための処理をした生地	54.07、55.12から55.15及び56.03のうち防炎生地
	防炎性能を与えるための処理をした床敷物	39.18及び57.01から57.05のうち防炎敷物
	防炎性能を与えるための処理をしたカ ーテン	6303.12及び6303.92のうち防炎カーテン
PFOA 若しくはその異性体又はこれらの塩	はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地	54.07、55.12～55.15、56.02、56.03のうちはっ水はつ油生地
	はつ水性能又ははつ油性能を与える ための処理をした衣服	62.01～62.06、62.10及び62.11のうちはっ水はつ油衣服
	はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物	57.01～57.05のうちはっ水はつ油床敷物
PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩	はつ水性能又ははつ油性能を与える ための処理をした生地	54.07、55.12～55.15、56.02、56.03のうちはっ水はつ油生地
	はつ水性能又ははつ油性能を与える ための処理をした衣服	62.01～62.06、62.10及び62.11のうちはっ水はつ油衣服
	はつ水性能又ははつ油性能を与える ための処理をした床敷物	57.01～57.05のうちはっ水はつ油床敷物

（出所）経済産業省「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続き等について」（2024年８月９日）別紙２より抜粋

■**問合せ先**：経済産業省　産業保安・安全グループ　化学物質管理課　化学物質安全室
問合せメールフォーム：https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase

■**参考情報**：経済産業省ウェブサイト「化学物質の輸入通関手続き」
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/import.html

4．関税法に基づく輸入禁止品について

関税法では「輸入してはならない貨物」として、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、育成者権を侵害する物品のほか、不正競争防止法に規定される周知表示の混同を惹起する物品、著名表示を冒用（無断での使用等）する物品、商品形態模倣品、営業秘密侵害品などの輸入を禁止しています（関税法第69条の11）。

日本において保護の対象となる知的財産について、そのブランド名やロゴマーク、キャラクター、技術などを無断で使用等したり、デザインを模倣したりする商品は輸入できません。

税関による輸入時の取締りについて

知的財産を侵害する物品が日本に流入することを防ぐため、いわゆる「水際の取締り」と呼ばれる輸入時の取締りを行っているのは、全国に設置された税関です。

税関では知的財産を侵害する疑いのある物品の通関を差止めて、認定手続を開始します。税関は権利者及び輸入者に「認定手続き開始通知書」を送付し、双方の意見・証拠を確認して、１か月以内をめどに輸入の是非について決定することとなっています。知的財産権の侵害物品に該当する、と認定された商品は輸入することができず没収等されることになります。

輸入商品の到着を待っていたところ、税関より「認定手続開始通知書」が届いた、というとき…

税関ウェブサイト上に掲載されている「認定手続開始通知書を受取ったら…」では、送付された通知書ごとに、その後の手続きの流れについて詳細を確認することができます。

認定手続きにおいて「輸入してはならない貨物に該当しない」と主張する場合、輸入者は通知書に記載された期限内にその主張を裏付ける書類等を揃えて税関に提出する必要があります。

■**参考情報**：税関ウェブサイト「認定手続開始通知書を受取ったら…」

https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/nintei.htm

知的財産侵害物品の輸入差止状況

財務省によると、全国の税関における2023年の輸入差止件数は、31,666件（前年比17.5%増）、高水準で推移しており、中国を仕出国とする割合がその約８割を占めています。

権利別の内訳をみると、偽ブランド品などの商標権侵害物品が30,448件と全体の大半を占め(95.5%)、次いで偽キャラクターグッズ等の著作権侵害物品が863件（2.7%）でした。

品目では、衣類の輸入差止め件数が最も多く、ハンドバッグや財布などのバッグ類、靴類が続きます。

また、その輸送形態の９割近くを郵便物が占めている状況です。

衣料品や衣料雑貨を商材とする輸入ビジネスでは、模倣品など知的財産を侵害する物品の輸入差止リスクに対する十分な注意が必要です。

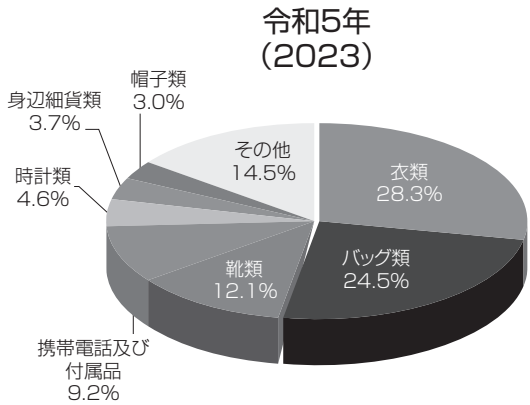

（出所）税関ウェブサイト「知的財産侵害物品（コピー商品等）の取締り」

https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2023/index.html

並行輸入について

正規ルートと呼ばれる総代理店などを通じた輸入ルートが存在する中で、第三者による別のルートを利用した真正商品の輸入を一般に並行輸入と言います。

第三者が知的財産の権利者に許諾を得ずに商品を輸入することは、著作物である一部の商品を除き、法律の規定上あたりまえに認められるかたちではありません。裁判で争われた結果、輸入が権利侵害行為と判断されたケースもあります。

一方、たとえば商標権にかかわる並行輸入については、自由な商品流通の確保による経済の発展や国民の利便性・利益の確保といった面を考慮し、３つの要件（①輸入商品の真正商品性、②内外権利者の同一性、③品質の実質的同一性）を満たす輸入は実質的な違法性がない、とした最高裁判所の判断があります。

権利侵害とはならないとされる並行輸入の留意点については、知的財産を保護するそれぞれの法律の目的に基づき裁判で示された判断を参考に検討することになります。

知的財産権を侵害しないために

衣料品や衣料雑貨といった商品を輸入する際にはまず、ブランドなどの商標権に関わる確認から始めるとよいでしょう。

1．商品に使用されているブランド名やロゴ、マークといった商標が、日本で登録商標となっているのか、今回の商標の使用がその権利の及ぶ範囲にあるのか、について調査します。

→　日本での登録商標の有無は、INPIT が WEB 上で提供する「特許情報プラットフォーム J-PlatPat」（https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage）を利用してご自身である程度調べることができます。

2．登録商標が存在した場合、その登録商標の権利が及ぶ範囲において当該商標を使用できるのは、日本ではその権利者のみとなります。商品が当該登録商標の権利者とは無関係となるメーカーによって製造販売されたものであれば、その登録商標を付したまま国内で販売することはできませんので注意が必要です。

他方、登録商標の権利者商品を並行輸入するのであれば、前述の並行輸入に求められる３つの要件を満たすことができるのかについて、検討します。

3．登録商標が存在しない場合には、商標権を侵害するリスクは一般にありません。

しかし、商品によっては商標権のみならず、意匠権（商品等のデザインに関わる権利）や著作権（キャラクターに関わる権利）、不正競争防止法に規定される行為（他社商品の顧客誘引力にタダ乗りするような行為や形態模倣行為など）などについても、留意する必要があります。

商標権や意匠権調査のほか、輸入販売リスクの判断などについては、コストは生じますが専門家である弁理士や弁護士にアドバイスを求めることができます。

ライセンス商品について

いわゆるライセンス商品には、国内外のメーカー等が海外ブランドからの許諾を受けて製造し、当該ブランド製品として販売する商品や、キャラクターなどを利用した商品などがあります。

ライセンス商品は、ライセンサーとライセンシーとの間に締結された契約に基づき、販売市場ニーズなどを考慮して製造販売されますので、国や地域ごとに多様なデザインや商品が存在することになります。そして契約当事者以外にその内容を開示することは通常ありませんので、第三者が商品の真正性を確認することは容易ではありません。特に商標権にかかわる並行輸入では、ライセンス契約に規定された製造地域や下請けに関わる制限に違反して製造された商品について、商標権利者の品質管理が及ばないので並行輸入に求められる要件のひとつ、品質の同一性が損なわれているとして、当該商品の並行輸入販売を認めなかった最高裁判所の判断があります。

仕入先や商品の選択をより慎重に行うとともに、できる限り商品の真正性の確保に努めましょう。

6 販売時に注意が必要な法律は？

衣料品・衣料雑貨を販売する際には、品目によっては表示や有害物質の含有等について国内法令に基づく規制を受けます。また、通信販売やインターネット販売等を行う際には、特定商取引に関する法律に従って販売しなければなりません。

商品の容器包装については、資源有効利用促進法による識別マークの表示等が定められています。

1．有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

－繊維製品・革製品を販売する場合－

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律は、有害物質として定めた化学物質ごとに、対象となる家庭用品を指定し、その含有量、溶出量または発散量に関する基準を定めて規制を行っています。

家庭用品の輸入事業者は、家庭用品に含有される物質の人の健康に与える影響を把握し、健康被害が生ずることがないようにしなければなりません（第３条事業者の責務）。

有害物質が基準値以下かどうかを検査して、事前に審査を受ける旨の規定はされていませんが、法第５条で基準に適合しない家庭用品の販売または販売目的の陳列は禁止されているため、製造・輸入する事業者においては当該家庭用品が基準に適合しているかどうかを確認する必要があります。確認方法としては、以下の方法等が考えられます。

①最終製造物について、検査機関に検査を依頼又は自社の検査施設で実際に検査する。

②原材料のメーカーに、原材料が基準値に適合しているか確認してもらう（製造工程で原材料に化学的な処理を加えない場合に限ります。）。

（注）上記の確認方法は例示であり、これが全ての確認方法というわけではありません。

消費者に健康被害が生ずるおそれがある場合、厚生労働大臣または都道府県知事は、当該製品の回収等の必要な措置を命ずることができます。さらに規制対象となっていない家庭用品・有害物質についても、重大な健康被害が生じている場合には同様の措置がとられます。

衣料品の場合は、防縮・防しわなどの加工剤によく使われるホルムアルデヒドの含有量に注意が必要です。とくに生後24ヶ月以内の乳幼児用の繊維製品については、所定の試験方法でホルムアルデヒドを検出しないことと定められています。

子供・大人用の服については、経済産業省の指導（通商産業省繊維雑貨局長通知「ホルマリン樹脂加工について」昭和47年７月20日、47繊局第569号）により、外衣1,000ppm 以下、中衣300ppm 以下の業界自主規制があります。

■**問合せ先**：厚生労働省　医薬局　医薬品審査管理課化学物質安全対策室　TEL：03-3595-2298（直通）

■**参考情報**：厚生労働省ウェブサイト「生活環境中の化学物質の流通規制と安全対策＞家庭用品の安全対策」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/katei.html

有害物質を含有する家庭用品の規制対象（繊維製品関連）

有害物質	用途	対象家庭用品
4,6-ジクロル-7-(2,4,5-トリクロルフェノキシ)-2-トリフルオルメチルベンズイミダゾール（略称：DTTB）	防虫加工剤	おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具及び床敷物、家庭用毛糸
トリス(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド（略称：APO）	防炎加工剤	寝衣、寝具、カーテン及び床敷物
トリス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト（略称：TDBPP）	防炎加工剤	寝衣、寝具、カーテン及び床敷物
トリフェニル錫化合物	防菌・防かび剤	おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋及びくつした
トリブチル錫化合物	防菌・防かび剤	おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋及びくつした
ビス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物	防炎加工剤	寝衣、寝具、カーテン及び床敷物
ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン　（別名：デイルドリン）	防虫加工剤	おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具及び床敷物、家庭用毛糸
ホルムアルデヒド	樹脂加工剤（防縮・防しわ等）	(1)おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具であって生後24ヶ月以下の乳幼児用のもの (2)下着、寝衣、手袋、くつした及びたび
有機水銀化合物	防菌・防かび剤	おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋及びくつした
アゾ化合物（化学的変化により容易に24種の特定芳香族アミンを生成するものに限る。）	染料	(1)アゾ化合物を含有する染料が使用されている繊維製品のうち、 おしめ、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具、床敷物、テーブル掛け、えり飾り、ハンカチーフ並びにタオル、バスマット及び関連製品 （注）規制対象部位は、通常の使用形態で直接肌に接触する部分のみ（例：コートの場合、襟元と袖口のみ） (2)アゾ化合物を含有する染料が使用されている革製品（毛皮製品を含む。）のうち、 下着、手袋、中衣、外衣、帽子及び床敷物

（出所）「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則　別表第一」

2．家庭用品品質表示法に基づく表示

家庭用品品質表示法は、消費者に対して商品の品質等に関する適正な情報を提供するために、「品質表示の必要な家庭用品」を指定して、対象品目ごとに表示すべき事項や、表示の際に遵守すべき事項を定めています。指定品目を消費者に対して販売する場合は、輸入品であっても定められた表示を行わなければなりません。

対象品目の具体的な表示については、繊維製品品質表示規程または雑貨工業品品質表示規程に定められています。表示は、日本国内に営業拠点のある事業者（輸入業者、販売業者、表示業者のいずれか）が行います。

（注）表示業者とは、製造（輸入）業者または販売業者の委託を受けて表示を行う者のこと。

対象品目

業務用の商品や非売品は対象外ですが、一般消費者に対して販売する可能性がある商品については表示が必要となります。

繊維製品品質表示規程

品目			表示事項			付記事項
			繊維の組成	家庭洗濯等取扱い方法	はっ水性	表示者名及び連絡先
1 糸(※2)			○	—	—	○
2 織物、ニット生地、レース生地（上記1に掲げる糸を製品の全部または一部に使用して製造したものに限る。）			○	—	—	○
3 衣料品等(※3)	(1)上衣		○(※5)	○	—	○
	(2)ズボン		○	○	—	○
	(3)スカート		○	○	—	○
	(4)ドレス及びホームドレス		○	○	—	○
	(5)プルオーバー、カーディガン、その他のセーター		○	○	—	○
	(6)ワイシャツ、開襟シャツ、ポロシャツ、その他のシャツ		○	○	—	○
	(7)ブラウス		○	○	—	○
	(8)エプロン、かっぽう着、事務服及び作業服		○	○	—	○
	(9)オーバーコート、トップコート、スプリングコート、レインコート、その他のコート	特定織物(※4)のみを表生地に使用した和装用のもの	○(※5)	—	○(※6)	○
		その他のもの	○(※5)	○	○(※6)	○
	(10)子供用オーバーオール及びロンパース		○	○	—	○
	(11)下着	繊維の種類が1種類のもの：なせん加工品	○	○	—	○
		繊維の種類が1種類のもの：その他	○	—	—	○
		特定織物(※4)のみを表生地に使用した和装用のもの	○	—	—	○
		その他のもの	○	○	—	○
	(12)寝衣		○	○	—	○
	(13)靴下		○	—	—	○
	(14)足袋		○	—	—	○
	(15)手袋		○	—	—	○
	(16)ハンカチ		○	—	—	○

品　目			表示事項			付記事項
			繊維の組成	家庭洗濯等取扱い方法	はっ水性	表示者名及び連絡先
3 衣料品等（※3）	(17)毛布		○	○	—	○
	(18)敷布		○	○	—	○
	(19)タオル及び手ぬぐい		○	—	—	○
	(20)羽織及び着物	特定織物(※4)のみを表生地に使用した和装用のもの	○	—	—	○
		その他のもの	○	○	—	○
	(21)マフラー、スカーフ及びショール		○	○	—	○
	(22)ひざ掛け		○	○	—	○
	(23)カーテン		○	○	—	○
	(24)床敷物(パイルのあるものに限る。)		○	—	—	○
	(25)上掛け(タオル製のものに限る。)		○	○	—	○
	(26)ふとん		○	—	—	○
	(27)毛布カバー、ふとんカバー、まくらカバー及びベッドスプレッド		○	○	—	○
	(28)テーブル掛け		○	—	—	○
	(29)ネクタイ		○	—	—	○
	(30)水着		○	—	—	○
	(31)ふろしき		○	—	—	○
	(32)帯		○	—	—	○
	(33)帯締め及び羽織ひも		○	—	—	○
	(34)帽子(上記1に掲げる糸を表生地の全部又は一部に使用して製造したものに限る)		○	○	—	○

※1．品質表示の内容を分離して表示を行う場合には、それぞれに表示者名等の付記が必要である。
※2．糸の全部又は一部が綿、麻（亜麻及び苧麻に限る。）、毛、絹、ビスコース繊維、銅アンモニア繊維、アセテート繊維、ナイロン繊維、ポリエステル系合成繊維、ポリウレタン系合成繊維、ガラス繊維、ポリエチレン系合成繊維、ビニロン繊維、ポリ塩化ビニリデン系合成繊維、ポリ塩化ビニル系合成繊維、ポリアクリルニトリル系合成繊維又はポリプロピレン系合成繊維であるものに限る。
※3．1に掲げる糸や2に掲げる織物、ニット生地またはレース生地を製品の全部または一部に使用して製造しまたは加工した繊維製品（電気加熱式のものを除く。）に限る。
※4．「特定織物」とは、組成繊維中における絹の混用率が50%以上の織物又はたて糸若しくはよこ糸の組成繊維が絹のみの織物をいう。
※5．詰物を使用しているものについては、表生地、裏生地及び詰物（ポケット口、ひじ、衿等の一部に衣服の形状を整えるための副資材として使用されている物を除く。）を表示する。
※6．「はっ水性」の表示は、レインコート等はっ水性を必要とするコート以外の場合は必ずしも表示をする必要はない。

雑貨工業品品質表示規程

（衣料雑貨関連を抜粋）

品　目	表示事項						付記事項	
かばん（牛革、馬革、豚革、羊革又はやぎ革を使用したものに限る）	皮革の種類	取扱い上の注意	—	—	—	—	表示者名★	住所または電話番号
靴（甲に合成皮革を、本底にゴム、合成樹脂又はこれらの混合物を使用し、甲と本底とを接着剤により接着したものに限る）	甲皮として使用する材料	底材として使用する材料	底の耐油性	取扱い上の注意	—	—	表示者名	住所または電話番号
革又は合成皮革を製品の全部または一部に使用して製造した手袋	材料の種類	寸法	取扱い上の注意	—	—	—	表示者名★	住所または電話番号
革又は合成皮革を製品の全部または一部に使用して製造した衣料	材料の種類	取扱い上の注意	—	—	—	—	表示者名★	住所または電話番号
サングラス	品名	レンズの材質	わくの材質	可視光線透過率	紫外線透過率	使用上の注意	表示者名	住所または電話番号

★（注）例外として、かばん・革製の手袋で表面の面積のうち革の割合が100%を占める縫製品は、表示者名及び連絡先の表示に代えて、経済産業大臣の承認を受けた番号での表示も認められている。

繊維製品の表示事項

品目ごとに表示事項が定められています。

このうち、「繊維の組成」と「表示者名及び連絡先」については、対象の繊維製品全てに表示が義務づけられています。

繊維の組成

・製品に使用されている繊維の名称は、定められた「指定用語」を使用し、各々の繊維の混用率を百分率で占める数値で併記します。

・部分的に革または合成皮革を使用した衣料品の場合には、その部位をわかりやすく示し、同法の雑貨工業品品質表示規程に準じて革の種類を表示します。

・裏生地を使用している場合、表生地及び裏生地を表示します。

家庭洗濯等取扱い方法（洗濯表示）

・繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法は、国際規格 ISO3758（繊維製品等に表示されるケアラベル）に対応した日本産業規格「JIS L0001」に規定された記号を引用することが義務づけられています。

・取扱い方法は、５つの基本記号①洗濯処理記号、②漂白処理記号、③乾燥処理記号、④アイロン仕上げ処理記号、⑤商業クリーニング処理記号と、基本記号と組み合わせて用いる４つの付加記号⑥弱い処理記号、⑦非常に弱い処理記号、⑧処理温度記号、⑨処理・操作の禁止記号で構成されます。

・記号は、洗濯、漂白、タンブル乾燥、自然乾燥、アイロン仕上げ、ドライクリーニング、ウェットクリーニングの順に並べます。

・上着や下着、ワイシャツなどには洗濯表示が必要です。ネクタイや和装品など家庭ではあまり洗濯しないもの、ハンカチや靴下など一般的に取扱いにあまり注意を要さないものについては表示の義務はありませんが、事業者の任意により表示しても差し支えありません。

・ISO3758が改正された（2023年12月）ことに伴い、これと整合させるため2024年８月20日に「JIS L0001：2024」の公布と家庭用品品質表示法の繊維製品品質表示規程が改正されました。新たな記号の追加や意味の変更、記号の微修正などが行われました。経過措置として、2025年８月19日までに従前の繊維製品の品質に関する表示を行った衣類等の繊維製品は、そのままの表示で販売することができます。

はっ水性

・レインコートなどに「はっ水」の表示をする際には、JIS 規格 L 1092（繊維製品の防水性試験方法）に基づく試験を行い、規定する水準以上のはっ水度を有する場合に表示することができます。

表示者名（氏名または名称）及び連絡先（住所または電話番号）

・表示者とは、その製品について自己責任において品質を表示する者を指します。

・輸入品の場合は、日本国内に営業拠点のある事業者（輸入業者、販売業者、表示業者のいずれか）が表示者となります。

・個人事業者の場合、戸籍上の本名（フルネーム）、または法務局で登記した商号で表示します、法人の場合は、社名・団体名（法人登記された正式名称）とし、商標やブランド名は認められません。

・電話番号は、フリーダイヤルは認められていますが、メールアドレスや携帯電話等は認められていません。

・品質表示の内容を分離して表示を行う場合には、それぞれに表示者名等の付記が必要です。

表示方法　（表示の詳細は、消費者庁ホームページに掲載の資料を参照してください。）

繊維製品の場合、品質表示は下げ札でも縫い付けラベルでも認められていますが、「家庭洗濯等取扱い方法」の洗濯表示は、繊維製品に直接記載するか、繊維製品に容易に取れない方法で取り付けたラベルに、織り出し、印刷、その他の方法によって記載しなければなりません。

製品が包装されていて縫い付けの各種表示が容易に見えない場合は、縫い付け表示のほかに包装または包装から見える場所に表示してあることが望ましい、とされています。

表示部分の大きさ、文字の大きさに関する規定はありません。日本語で消費者が容易に確認できる表示をします。

【繊維製品の表示例】

（縫い付けラベルのみで表示を行う場合）

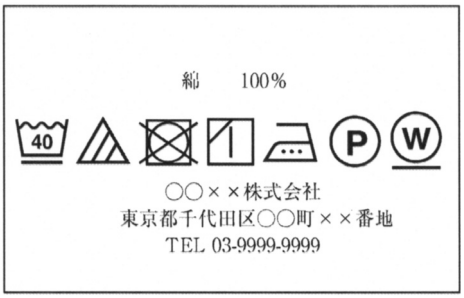

（縫い付けラベルと下げ札とで表示を行う場合）

（下げ札）

＋

（縫い付けラベル）

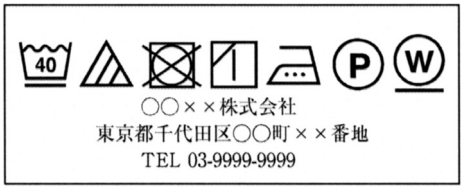

（出所）消費者庁「家庭用品品質表示法ガイドブック」

衣料品に原産国を表示する必要はありますか?

家庭用品品質表示法では、原産国表示を義務づけていません。景品表示法においても、商品の原産国表示を義務づけてはいませんが、消費者が原産国を判別することが困難な紛らわしい表示は、不当表示として禁止されています。

景品表示法でいう原産国とは、「その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国」をいい、衣料品の場合は「縫製された国（靴下は編立）」が原産国となります。

例えば中国製の商品に、イタリアの国名、地名、事業者名、デザイナーの氏名などを表示することにより、一般消費者が当該商品の原産国を中国製と判別することが困難となる場合は「不当表示」となるおそれがあるので、その場合は、当該商品の原産国が一般消費者に誤認されないように、原産国を明らかにするための表示が必要となります。

よくある質問

Q１　輸入品について、内容が外国語のままでもよいですか。

A　日本国内で一般消費者に対して対象商品の販売を行う場合は、家表法に基づいた表示が日本語で必要です。

Q２　輸入した衣料品に表示された洗濯記号が、JIS 規格に定められた記号と異なっている場合、このまま販売しても問題ありませんか。

A　日本国内で衣料品を販売する場合、JIS L0001に規定された洗濯記号を表示することになっていることから、販売する際には輸入した衣料品の表示を訂正する必要があります。

Q３　ストール、マフラーの洗濯表示がシールでもいい場合とはどのような場合ですか。

A　縫付け等を行うと損壊のおそれがある繊細な製品の場合です。

Q４　中古衣料品についても、家庭用品品質表示法に基づく表示が必要ですか？

A　中古衣料品（骨董品、美術品を除く）の品質表示についても、新品の衣料品と同様に、家庭用品品質表示法に基づく表示が必要です。

　ただし、中古衣料である旨を明示し、繊維の組成等の判別が困難であることを説明した上で販売する場合は、消費者が購入する際に品質の表示の識別が著しく困難なものではないと判断され、同法の対象外となります。しかし、クリーニングに関するトラブルを予防するために、使用上の注意、家庭洗濯等取扱い方法については、なるべく表示することが望ましいでしょう。

（出所）Q１～３：消費者庁ウェブサイト「家庭用品品質表示法～よくある質問」より抜粋
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/faq
Q４：消費者庁表示対策課編集「家庭用品品質表示実務提要」（144ページ）を加工して作成

■問合せ先：消費者庁　表示対策課　TEL：03-3507-8800（代）
事業所を管轄する地方経済産業局

北海道経済産業局　産業部消費経済課　製品安全室	TEL:011-709-2311（直通）
東北経済産業局　産業部消費経済課　製品安全室	TEL:022-221-4918（直通）
関東経済産業局　産業部消費経済課　製品安全室	TEL:048-600-0409（直通）
中部経済産業局　産業部消費経済課　製品安全室	TEL:052-951-0576（直通）
近畿経済産業局　産業部消費経済課　製品安全室	TEL:06-6966-6098（直通）
中国経済産業局　産業部消費経済課　製品安全室	TEL:082-224-5671（直通）
四国経済産業局　産業部消費経済課　製品安全室	TEL:087-811-8526（直通）
九州経済産業局　産業部消費経済課　製品安全室	TEL:092-482-5523（直通）
内閣府　沖縄総合事務局　経済産業部商務通商課	TEL:098-866-1741（直通）

■参考情報：消費者庁ウェブサイト「家庭用品品質表示法」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/

3．不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）の不当表示

景品表示法は、一般消費者の自主的かつ合理的な商品・サービスの選択を確保するため、商品・サービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行う「不当表示」を厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額等を制限しています。

不当な表示の禁止（景品表示法第５条）

商品・サービスを消費者に訴求するために事業者が行う広告・宣伝などの表示は原則自由ですが、商品・サービスの品質や価格について、実際のものや事実に相違して競争事業者のものより著しく優良または有利であると消費者に誤認される表示は「不当表示」として禁止されています。

ここでいう表示とは、顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が自己の供給する商品・サービスの品質、規格、その他の内容や価格等の取引条件について行う表示です。

具体的には、商品、容器包装による広告、見本、チラシ、パンフレット、新聞・雑誌、テレビやラジオのCM、電子メール、バナー広告、アフィリエイト広告、ポータルサイトの口コミ、SNSの投稿などです。

客観的調査に基づかないランキングのトップを強調する「No．１表示」、目立つ文字で強調する一方で、その例外や条件を明瞭に示さないことにより、実際よりも著しく優良・有利であると消費者に誤認させる表示や実際の販売価格に架空の旧価格等を併記して販売価格を安く見せかける二重価格表示は、不当表示になりやすいので注意が必要です。

＜優良誤認表示＞（法第５条第１号）

商品やサービスの品質、規格、その他の内容について、実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認される表示を「優良誤認表示」として禁止しています。　品質などを消費者にアピールするためには、表示の内容を裏付ける合理的根拠が必要です（不実証広告規制）。

＜有利誤認表示＞（法第５条第２号）

商品やサービスの価格・取引条件について、実際のものより著しく有利であると一般消費者に誤認される表示を「有利誤認表示」として禁止しています。

不実証広告規制（法第7条第2項）　～　表示に合理的根拠はありますか?

商品・サービスの効果や性能に優良誤認表示の疑いがある場合、消費者庁または都道府県の景品表示法主管課はその事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができます。

事業者が求められた資料を期間内に提出しない場合や、提出された資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合、当該表示は不当表示とみなされます。

○資料の提出期限

消費者庁長官が資料の提出を求める文書を交付した日から15日を経過するまでの期間

（正当な事由があると認められる場合を除く。個別の事案ごとに判断されるが、新たなまたは追加的な試験・調査を実施する必要があるなどの理由は正当な事由とは認められない。）

○合理的な根拠の判断基準　～　以下の２つの要件を満たす必要がある。

(1)　提出資料が客観的に実証された内容のものであること

（試験・調査によって得られた結果、または専門家、専門家団体、専門機関の見解・学術文献で、当該専門分野で一般的に認められているもの）

(2)　表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していること

■**参考情報**：消費者庁ウェブサイト「不実証広告規制」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/representation_regulation/misleading_representation/not_demonstrated_ad

商品の原産国に関する不当な表示（法第５条第３号に基づく告示）

商品の原産国に関する不当表示については、消費者に誤認されるおそれがある表示として、とくに指定して禁止しています。ここでいう原産国とは、「その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行なわれた国」です。個別の商品の実質的な変更行為は運用細則により規定され、下着、寝着、外衣（洋服、婦人子供服、ワイシャツ等）、帽子、手袋）の場合は縫製された国、ソックスは編立された国、革靴は甲皮と底皮を接着、縫製その他の方法により結合された国、が原産国となります。

外国で生産された商品については、以下の表示であって、その商品がその原産国で生産されたものであることを消費者が判別することが困難な場合、不当表示となります。

(1) その商品の原産国以外の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示
(2) その商品の原産国以外の国の事業者またはデザイナーの氏名、名称又は商標の表示
(3) 文字による表示の全部または主要部分が和文で示されている表示

■**参考情報**：消費者庁ウェブサイト「商品の原産国に関する不当な表示」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/representation_regulation/case_005

ステルスマーケティングは不当表示（法第５条第３号に基づく告示）

事業者の広告であるにもかかわらず、広告であることを隠す「ステルスマーケティング」という手法は、事業者の広告を第三者の感想と消費者が誤認し、その表示内容をそのまま受け取ってしまうおそれがあります。消費者庁は、ステルスマーケティングについて、景品表示法第５条第３号に基づき「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」として新たに不当表示に指定しました。（2023年３月内閣府告示第19号制定、2023年10月施行）。

■**参考情報**：消費者庁ウェブサイト「ステルスマーケティングは景品表示法違反となります」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/stealth_marketing

インターネット上の広告表示について

消費者向けインターネット販売（B to C 取引）においては、商品選択や注文等における消費者の誤認を招き、その結果、消費者被害が拡大しやすいという特徴があることから、商品の内容・取引条件についての重要な情報が消費者に適切に提供される必要があります。

消費者庁は、「消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項」（2002年公表、2003年８月一部改定）により基本的な考え方を示しています。

また、インターネット消費者取引の新たなサービス類型（フリーミアム、口コミサイト、フラッシュマーケティング、アフィリエイト広告、ドロップシッピング）が現れてきていることから、「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点や留意事項」（2011年公表、2022年６月一部改定）を示しています。

■**参考情報**：消費者庁ウェブサイト「インターネット上の広告表示」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/representation_regulation/internet

事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置（法第22条）

不当表示等を未然に防止するため、事業者に対し表示等の適正な管理のために必要な体制の整備、その他の必要な措置を講じることが景品表示法により義務づけられています。必要な措置を講じなかった場合、行政の指導・助言、勧告、勧告に従わない場合は公表の措置を受けることがあります。

消費者庁は、「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の指針」（2014年11月内閣府告示第276号制定、2024年６月改正）を定め、事業者の規模や業態、取り扱う商品・サービスの内容等に応じ、必要かつ適切な範囲で措置を講ずることを求めています。具体的な事例も示されているので、参考にするとよいでしょう。

違反行為を行った場合は、措置命令と課徴金納付命令という行政処分に

景品表示法の違反行為の疑いがあると、消費者庁または都道府県の景品表示法主管課は、関連資料の収集、事業者への事情聴取などの調査を実施します。調査の結果、違反行為が認められると、事業者に弁明の機会を付与した上で、違反したことを消費者に周知すること、再発防止策を講ずること、その違反行為を将来繰り返さないことなどを事業者に命じる「措置命令」を行います。

＜衣料品について、不当表示の措置命令を受けた最近の事件＞

・下着を着用するだけで著しい痩身効果、シャツを着用するだけで著しい筋肉の増強が得られるかのように示す表示（優良誤認、2022年６月消費者庁措置命令）

・補正ベルトや下着などを着用するだけで、容易に痩身効果を得られるかのように示す表示（優良誤認、2022年３月東京都措置命令）

違反行為の中でも、課徴金対象行為（優良誤認表示と有利誤認表示）をした事業者に対しては、事業者に弁明の機会を付与した上で、金銭的な不利益を課す「課徴金納付命令」（消費者庁長官の権限）を行います。

2023年法改正により、違反の疑いのある行為について事業者の自主的な取組を促進するための「確約手続」が導入されました（2024年10月施行）。優良誤認表示等の疑いのある表示等をした事業者のうち、消費者庁が確約手続に付すことが適当であると判断した場合、当該事業者に対し「確約手続通知」を行い、事業者が是正するために必要な措置の実施に関する「確約計画」を作成・申請（確約認定申請）し、消費者庁がこれを認定すると、当該行為について措置命令及び課徴金納付命令は行わず、迅速に是正を図る方策です。

2023年法改正では、悪質事業者に対応するため、繰り返し違反行為を行う事業者に対して割り増した算定率を適用する課徴金制度や、即時に罰則を適用する直罰（100万円以下の罰金）の新設など、違反行為に対する抑止力の強化が図られています。

■**問合せ先**：（景品表示法に関する事業者の事前相談）
消費者庁　表示対策課指導係　TEL：03-3507-8800（代）
都道府県の景品表示法主管課

■**参考情報**：消費者庁ウェブサイト「景品表示法」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling

繊維製品の組成表示に関する違反防止のために

消費者庁が2014年６月に公表した調査資料「ストールの組成に係る表示の適正化について」によると、事業者の多くは、自己が販売する製品の組成繊維及び混用率に関する表示内容を決定するにあたり、組成繊維等の検査を行わず、仕入先販売業者による口頭説明や仕入時に縫い付けられているラベルの表示内容どおりに表示を行っており、そのことが、実際の組成繊維等と異なる表示を行った原因としています。

同資料の中で消費者庁は、繊維製品の表示に関する違反行為を未然に防止するためには、自ら販売する繊維製品について、例えば、仕入先販売業者に対し、品質に関する検査証明書の提出を求めること等により、組成繊維及び混用率について十分な確認を行った上で表示内容を決定することが望ましいとしています。

4．医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）

機能性に重点をおいた繊維製品が開発されていますが、これらの性能を表示する際、薬機法第68条「承認前の医薬品等の広告の禁止」に抵触しないように注意が必要です。

疾病の治療や予防を目的とする表現、身体に対する効能・効果の標ぼう、ハエや蚊などの衛生害虫の駆除や忌避を目的とする表現などは、薬機法の承認や認証を受けていないものに使用することはできません。

繊維製品の場合、着用時の着用感、使用時の物理的な保温効果や紫外線を遮蔽する効果などは許容されますが、前後の文脈や表現なども含めて総合的に判断されるので、厳重なチェックが必要です。

＜遠赤外線を輻射する衣類等の取扱いについて＞

2022年10月、血行改善による疲労回復等を行う目的で使用する、体熱等を伝導及び吸収し、一定程度の遠赤外線として放出する機能を持たせた衣類形状の医療機器について、一般医療機器「家庭用遠赤外線血行促進用衣」として取り扱うこととなりました。

これに伴い、衣類等であって、使用者自身の体温により血行を促進する使用目的または効果のみを有するものの取扱いが変更になりました。

> 着用した使用者自身の体温により（衣類等からの遠赤外線の輻射によるものを含む。）血行を促進する使用目的又は効果を有する衣類等（能動型のもの、電動式のもの又は身体への侵襲性があるものは除く。）は、血行促進といった標ぼうのみをもって医療機器に該当するとは判断しない。
>
> ただし、血行促進以外の医療機器的な使用目的または効果(※)を標ぼうした場合は、医療機器に該当する。
>
> （※）医療機器的な使用目的又は効果に該当する広告・標ぼうの一例
>
> 疾病の治療、疾病の予防、疲労回復、筋肉の疲れをとる、筋肉のこりをほぐす、腰痛・肩こり・関節痛・炎症等の改善、神経痛・筋肉痛の緩和、疲労物質の蓄積の抑制、冷え性等の体質の改善・変化、平熱の上昇、免疫機能の向上、新陳代謝を高める、若返り、臓器・組織・細胞の活性化（胃腸の働きを活発にするなど）、むくみの改善
>
> 注）上記は医療機器的な使用目的又は効果の例示であり、医療機器「家庭用遠赤外線血行促進用衣」にこれらの使用目的又は効果があることを示すものではない。

（出所）厚生労働省「遠赤外線を輻射する衣類等の取扱いについて」（令和４年12月14日、薬生監麻発1214第１号）

■問合せ先：各都道府県　薬務課

5．産業標準化法（JIS 法）に基づくサイズ表示

衣料品のサイズに関しては、JIS（日本産業規格）の中でサイズ及び表示方法が定められており、JIS 規格を使用する際（事業者の任意）は、規格に適合する表示が必要です。

2023年３月に JIS 改正が行われ、L 4001～L 4007において、主に SS/3L/4L/5L サイズおよび男女兼用サイズが追加されました。

JISL4001　乳幼児衣料のサイズ
JISL4002　少年用衣料のサイズ
JISL4003　少女用衣料のサイズ
JISL4004　成人男子用衣料のサイズ
JISL4005　成人女子用衣料のサイズ
JISL4006　ファンデーションのサイズ
JISL4007　靴下類のサイズ
JISL4051　成人用手袋のサイズ及びその表示方法

■参考情報：（一財）日本産業標準調査会ウェブサイト　「JIS の入手閲覧方法」
https://www.jisc.go.jp/j-act/reading.html

6．特定商取引に関する法律

－通信販売やインターネット通販、訪問販売等を行う場合－

通信販売やインターネット通販、訪問販売等により一般消費者に商品を販売する際には、「特定商取引に関する法律」（特定商取引法）の規制を受けます。特定商取引法では、事業者による違法・悪質な勧誘行為等の防止と消費者の利益を守るため、通信販売、訪問販売、電話勧誘販売など７つの取引類型に対して規制を定めています。

通信販売（インターネット通販を含む）における規制

通信販売・インターネット通販を行う事業者にかかる規制の主な内容は以下のとおりです。

インターネット・オークション取引についても一定の要件を満たせば、法人・個人を問わず、事業者として規制を受けることになります。

・広告の表示（事業者の氏名（名称）、住所、電話番号などを表示しなければなりません。）
・誇大広告などの禁止
・未承諾者に対する電子メール広告の提供の禁止
・前払い式通信販売の承諾などの通知
・契約解除に伴う債務不履行の禁止
・顧客の意に反して申し込みをさせようとする行為の禁止　など

■**問合せ先**：地方経済産業局　消費経済課

■**参考情報**：消費者庁・経済産業省関連ウェブサイト「特定商取引法ガイド」
https://www.no-trouble.caa.go.jp/

Q　現在、海外に住んでいますが、日本向けにウェブサイトで通信販売を行いたいと思っております。特定商取引に関する法律の対象になりますか?

A　インターネット通販など、通信販売を行う販売業者又は役務提供事業者については、特定商取引法が適用されます。日本国内の販売業者等と海外の購入者等との取引については、特定商取引法第26条第１項第２号で「本邦外に在る者に対する商品若しくは権利の販売又は役務の提供」を適用除外としています。これには、例えば日本の事業者が海外に居住する者に商品を販売するなどの場合が該当しますが、海外の販売業者等が日本向けにウェブサイトなどで商品等の販売を行い、日本国内在住者が商品を購入する場合は、同項の適用除外には該当しないため、特定商取引法の対象となります。

（出所）特定商取引法ガイドウェブサイト「海外からのインターネット通信販売Q&A」

Q　海外の古着を輸入して販売したいのですが、古物商の許可は必要ですか?

A　古着（中古衣料品）の販売に際しては、販売者自身が外国で買い付けをして国内に輸入したものを販売するだけであれば、「古物営業法」に基づく古物商の許可は必要ありません。

一方、他の業者が輸入したものを日本国内で買い取って売る場合は、国内の被害品が混在する可能性があるので、古物商の許可が必要になります。

■**古物営業法の問合せ先**：営業所（事業を行う拠点）の所在地を管轄する警察署の防犯係

7．リサイクル関連の法律

容器包装の識別表示

資源有効利用促進法により、事業者は、容器包装のうち、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装等について、分別回収のための識別表示（マーク）を貼付しなければなりません。輸入品も例外ではなく、輸入販売事業者が容器包装の素材もしくは構造、商標使用のいずれかを指示した場合は、国産品と同様に識別マークが必要となります。また、これらの指示がない場合であっても、容器包装の表面に印刷・ラベル、刻印による日本語表示がある場合、識別マークの表示が義務づけられています。

（表示例）

■**参考情報**：経済産業省ホームページ　「資源有効利用促進法＞容器包装の識別表示 Q&A」
https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/faq.html

容器包装リサイクル法による再商品化義務

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）により、ガラス製容器、紙製容器包装、プラスチック製容器包装等を使用している商品の輸入販売業者は、容器包装を再商品化する義務を負うことになります。ただし、中小企業基本法が定める小規模事業者のうち販売額が一定の額に満たないものには、再商品化の義務はありません。

■**参考情報**：経済産業省ホームページ　「３Ｒ政策＞容器包装リサイクル法」
https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/04/index.html

【本書のご利用にあたってのご注意】

○記載内容は、2024年10月現在で作成しております。その後の改正にご注意ください。

○本書は、2018年３月発行「衣料品・衣料雑貨輸入の手引」の改訂版です。

＜主な改訂事項＞

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律における第一種特定化学物質を使用する製品の輸入禁止。

○特恵関税（一般特恵税率・EPA 税率）適用と原産地証明について。

○家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規程改正により、洗濯記号の新規追加、意味の変更等（2024年８月20日施行）。

○不当景品類及び不当表示防止法で規制される不当表示として、「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」が指定された（2023年10月施行）。

○不当景品類及び不当表示防止法の2023年法改正により「確約手続」が導入された。
繰り返し違反行為を行う事業者に対して割り増した算定率を適用する課徴金制度、即時に罰則を適用する直罰（100万円以下の罰金）が新設された（2024年10月１日施行）。

○一般医療機器に「家庭用遠赤外線血行促進衣」が追加され、遠赤外線を輻射する衣類等の取扱いが変更された（令和４年12月14日、薬生監麻発1214第１号）。

○衣料品のサイズに関する JIS 改正（2023年３月20日）

貿易・起業に関するお問合せ先

貿易・起業相談専用

TEL.03-3989-5151

相談時間：平日午前10時30分～午後4時30分

一般財団法人　対日貿易投資交流促進協会（ミプロ）
〒170-8630　東京都豊島区東池袋 3-1-3
ワールドインポートマートビル6階
TEL 03-3971-6571　　FAX 03-3590-7585
https://www.mipro.or.jp

本書の無断転載を禁じます。　2025年3月